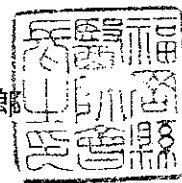


福岡医発第1140号(総) F
平成15年 9月 9日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 関 原 敬 次 郎



「サウロパス・アンドロジナス（別名アマメシバ）を含む粉末剤・錠剤等の
剤型の加工食品」の販売禁止について

標記につきまして、日本医師会より別添のとおりまいりましたので、送付致します。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

(地 130F)
平成15年9月8日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
羽 生 田 俊

「サウロパス・アンドロジナス（別名アマメシバ）を含む粉末剤、錠剤等の
剤型の加工食品」の販売禁止について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、アマメシバ加工食品によるものと疑われる健康被害事例につきましては、平成15年8月5日付（地 109F）、平成15年8月8日付（地 110F）、平成15年8月25日付（地 123F）をもってお送りいたしました。

今般、「サウロパス・アンドロジナス（別名アマメシバ）を含む粉末剤、錠剤等の剤型の加工食品」について食品衛生法第4条の2第2項の規定を適用し販売禁止することに関して、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼したところ「アマメシバ粉末（これを錠剤にしたものを含む）の長期摂取と閉塞性細気管支炎との因果関係は否定できない。」とされました。さらに、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いたところ、「第4条の2第2項の規定に基づき販売を禁止することは適当である。」とされるとともに、「その実施については、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要するものと考えことから、早急に販売禁止の規定を発動することが適当である。」とされたとの情報提供が、別添のとおり、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室よりありました。

このため、食品衛生法第4条の2第2項に基づき当該食品の販売を禁止することとし、今週末を目途に、同条第5項に基づき官報に当該禁止に関する告示がなされることにより当該食品の販売の禁止が効力を生じることとなるとのことであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

平成15年9月5日(金)

医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室

大曾根(4270) 梶野(2458)

(代表 03-5253-1111)(直通 03-3595-2327)

「サウロパス・アンドロジナス(別名アマメシバ)を含む 粉末剤、錠剤等の剤型の加工食品」の販売禁止について

- 8月29日付けでお知らせした「サウロパス・アンドロジナス(別名アマメシバ)を含む粉末剤、錠剤等の剤型の加工食品」について食品衛生法第4条の2第2項の規定を適用し販売禁止することに関して、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼したところ別紙1のとおり「アマメシバ粉末(これを錠剤にしたものを含む)の長期摂取と閉塞性細気管支炎との因果関係は否定できない。」とされ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いたところ、別紙2のとおり「第4条の2第2項の規定に基づき販売を禁止することは適当である。」とされるとともに、「その実施については、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要するものと考えことから、早急に販売禁止の規定を発動することが適当である。」とされました。
- このため、食品衛生法第4条の2第2項に基づき当該食品の販売を禁止することとし、来週末を目途に、同条第5項に基づき官報に当該禁止に関する告示がなされることにより当該食品の販売の禁止が効力を生じることとなります。また、食品衛生法第29条の2の2の規定に基づく国民からの意見の聴取は、同条第3項に基づき事後に行います。
なお、この禁止については、利害関係者の申請又は必要に応じ、食品衛生上の危害が発生するおそれがないと認められるときは、食品安全委員会及び薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、禁止の全部又は一部が解除されることとなります。
- また、このアマメシバの加工食品は、「レジーナス」、「あまめ」など別の名前で売られているものもあり注意が必要です。これらの加工食品を既に摂取した方であって、息切れ感、咳、呼吸困難等の呼吸器症状がある方は、最寄りの保健所に申し出て下さい。
なお、あくまで、「粉末、錠剤等」といった「通常の方法と著しく異なる方法」により摂取される食品を対象としたものであり、生鮮食品としてのアマメシバを通常の方法で摂取することについては今のところ問題がないと考えておりますので、この点について、「アマメシバ」という表現ではなく、例えば「アマメシバの粉末等」といった表現で報道等を行っていただくなど、正確な理解及び報道をお願いします。

「アマメシバ(天芽芝)」について

別 名：天芽(あまめ、てんめ)、レジーナス、Katuk、Cekur manis 等

学 名：*Sauropus androgynus* (Linn.) Merr. (*S. albicans*)

科 名：トウダイグサ科

原産地：マレーシア、ボルネオ等の東南アジア

我が国においてはアマメシバの生産量、流通量については未だ明らかではないが、関係生産団体によると、主として沖縄で生鮮アマメシバが年間300トン生産され、大部分が県外向けに出荷されているとの情報がある。

食品安全基本法(平成15年法律第48号)(抄)

(委員会の意見の聴取)

第24条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第11条第1項第1号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第3号に該当すると認める場合は、この限りでない。

一 食品衛生法・・・同法第4条の2第1項から第3項までの規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第4項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、・・・

二～十四 (略)

2,3 (略)

食品衛生法(昭和22年法律第233号)(抄)

第4条の2 (略)

2 厚生労働大臣は、一般に食品として飲食に供されている物であつて当該物の通常の方法と著しく異なる方法により飲食に供されているものについて、人の健康を損なうおそれがない旨の確証がなく、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その物を食品として販売することを禁止することができる。

3 (略)

4 厚生労働大臣は、前3項の規定による販売の禁止をした場合において、厚生労働省令で定めるところにより、当該禁止に関し利害関係を有する者の申請に基づき、又は必要に応じ、当該禁止に係る物又は食品に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれがないと認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該禁止の全部又は一部を解除するものとする。

5 厚生労働大臣は、第1項から第3項までの規定による販売の禁止をしたとき、又は前項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしたときは、官報で告示するものとする。

第29条の2の2 厚生労働大臣は、・・・、第4条の2第1項から第3項までの規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第4項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき・・・は、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めるいとまがないときは、この限りでない。

2 (略)

3 厚生労働大臣は、第1項ただし書の場合においては、事後において、遅滞なく、広く国民の意見を求めるものとする。